

労働災害にまつわる手続き一覧

✓	こんなとき	給付の種類	手続き書類	誰が	どこへ	いつ(までに)
	労災保険の適用事業になった		労働保険関係成立届	事業主	所轄の労働基準監督署	保険関係が成立した日から10日以内
			労働保険概算保険料申告書	事業主	所轄の労働基準監督署	保険関係が成立した日から50日以内
	今年度の労災保険料を支払う		労働保険概算・確定保険料申告書	事業主	所轄の労働基準監督署	6月1日から7月10日までの間
	労働災害が発生した報告 (休業4日未満)		労働者死傷病報告 (休業4日未満)	事業主	所轄の労働基準監督署	四半期ごと
	労働災害が発生した報告 (休業4日以上)		労働者死傷病報告	事業主	所轄の労働基準監督署	遅滞なく
	労災指定病院等で治療	療養の給付	療養[補償]給付たる療養の給付請求書	被災者	病院等経由で 所轄の労働基準監督署	遅滞なく
	労災指定病院等以外で治療	療養の費用の給付	療養[補償]給付たる療養の費用請求書	被災者	所轄の労働基準監督署	その都度(2年以内)
	転院したい		療養[補償]給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届	被災者	変更後の病院等経由で 所轄の労働基準監督署	遅滞なく
	休業4日以上	休業[補償]給付 休業特別支給金	休業[補償]給付支給請求書/ 休業特別支給金支給申請書	被災者	所轄の労働基準監督署	その都度(2年以内)
	1年6カ月経過後も治ゆしない		傷病の状態等に関する届	被災者	所轄の労働基準監督署	1カ月以内
	1年6カ月経過後も治ゆしない+傷病の状態が重い (傷病等級1~3級)	傷病[補償]年金 傷病特別支給金 傷病特別年金	手続きなし (労基署長の職権による決定)			
	1年6カ月経過後も休業[補償]給付が継続する傷病状態のとき		傷病の状態等に関する報告書	被災者	所轄の労働基準監督署	毎年1月分の休業[補償]給付支給請求書と同時提出
	傷病が治り障害が残った (傷害等級1~7級)	障害[補償]年金 障害特別支給金 障害特別年金	障害[補償]給付支給請求書	被災者	所轄の労働基準監督署	傷病治ゆ後(5年以内)
	傷病が治り障害が残った (傷害等級8~14級)	障害[補償]一時金 障害特別支給金 障害特別一時金				
	障害[補償]年金の前払いを受けたい	障害[補償]年金前払一時金	障害[補償]年金前払一時金請求書	被災者	所轄の労働基準監督署	障害[補償]年金の請求と同時 (2年以内)

✓	こんなとき	給付の種類	手続き書類	誰が	どこへ	いつ(までに)
	障害(補償)年金・傷病(補償)年金を受ける者が一定の障害により介護を受けている	介護[補償]給付	介護[補償]給付支給請求書	被災者	所轄の労働基準監督署	その都度(2年以内)
	労働災害で死亡 (生計を維持されていた家族)	遺族[補償]年金 遺族特別支給金 遺族特別年金	遺族[補償]年金支給請求書	遺族	所轄の労働基準監督署	死亡後(5年以内)
	労働災害で死亡 (遺族[補償]年金を受ける家族がいない場合の最先順位の遺族)	遺族[補償]一時金 遺族特別支給金 遺族特別一時金	遺族[補償]一時金支給請求書	遺族	所轄の労働基準監督署	死亡後(5年以内)
	遺族[補償]年金の前払いを受けたい	遺族補償年金前払一時金	遺族[補償]年金前払一時金請求書	遺族	所轄の労働基準監督署	遺族[補償]年金の請求と同時 (2年以内)
	葬儀をおこなう	葬祭料(葬祭給付)	葬祭料(葬祭給付)請求書	葬祭を行う者	所轄の労働基準監督署	死亡後(2年以内)
	第三者行為災害に遭った	加害者からの損害賠償と労災保険給付の間で一定の調整	第三者行為災害届	被災者	所轄の労働基準監督署	遅滞なく
	第三者行為災害の加害者になった		第三者行為災害報告書	加害者	所轄の労働基準監督署	遅滞なく
	定期健康診断で血圧・血中脂質・血糖・腹囲又はBMIの各検査全てに異常があった(ただし、脳血管疾患または心臓疾患の症状を有する人は対象外)	二次健康診断 特定保健指導	二次健康診断等給付請求書	労働者	病院等経由で 所轄の労働基準監督署	3ヵ月以内